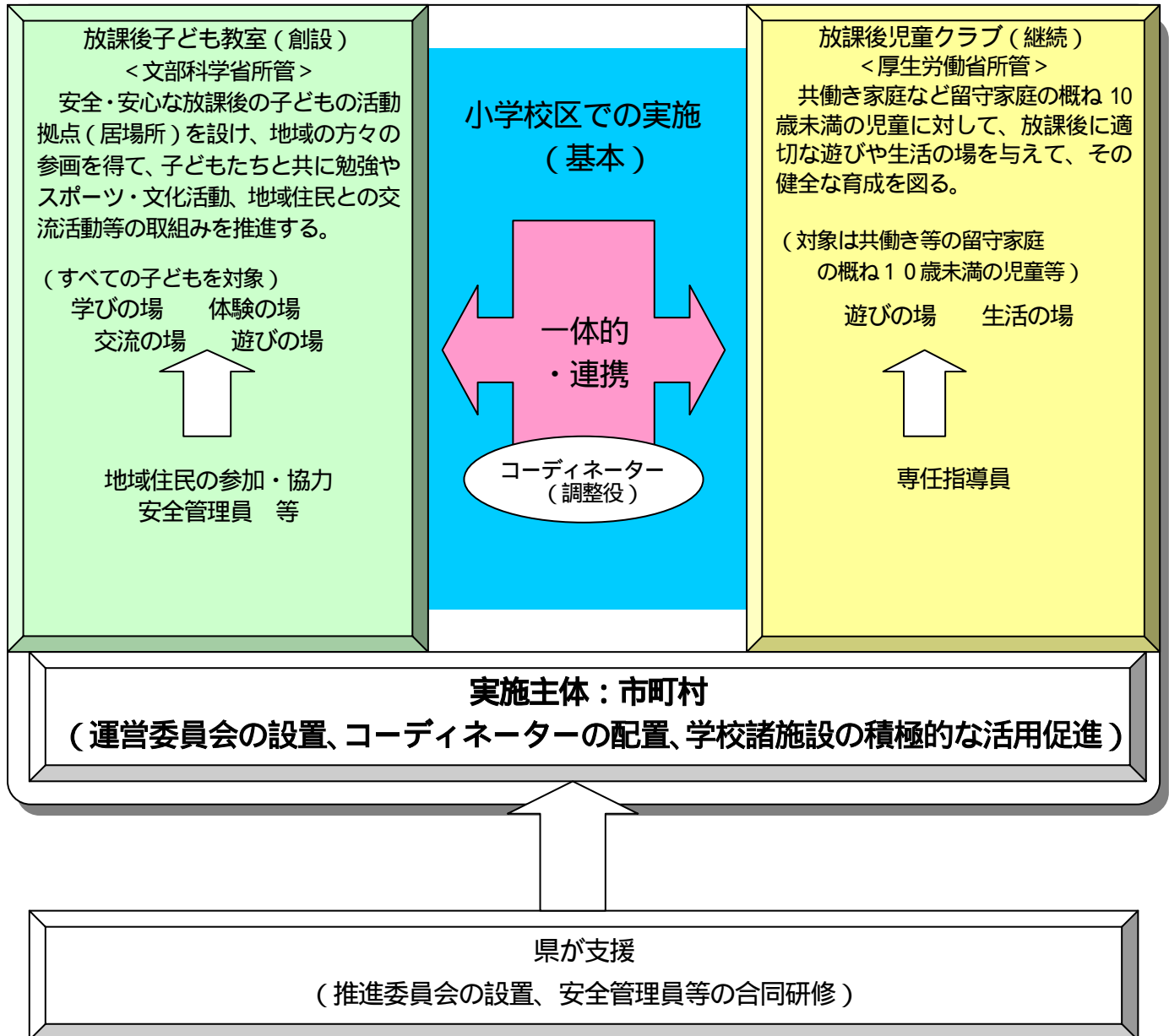


放課後子どもプラン推進事業

こども支援課

地域社会の中で、放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進する。
各市町村において教育委員会が主導して、放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」を平成19年度に創設。
(文部科学省と厚生労働省の連携事業)



「放課後子どもプラン」推進のための連携方策

～文部科学省と厚生労働省の放課後対策事業の連携～

「放課後子ども教室」(文部科学省)と「放課後児童クラブ」(厚生労働省)を一体的あるいは連携して実施するための市町村及び都道府県における具体的な連携方策は以下のとおり。

市町村での連携

○放課後子どもプランを策定し、小学校区毎の円滑な事業を実施

放課後対策事業の「運営委員会」の設置【概算要求担当省:文部科学省】

行政(教育委員会及び福祉部局)、学校、放課後児童クラブや社会教育・児童福祉関係者及び地域住民等がプランの策定、活動内容やボランティアの確保等、両事業の運営方法等を共同で実施・検討 → **全市町村に設置**

コーディネーターの配置【概算要求担当省:文部科学省】

両事業の円滑な実施を図るため、学校や関係機関等との連絡調整、ボランティア等の協力者の確保・登録・配置、活動プログラムの策定等を実施 → **全小学校区に配置**

活動場所における連携促進

- ・余裕教室をはじめとする学校諸施設(体育館、校庭、保健室等)の積極的な活用の促進
- ・両事業の関係者と学校の教職員間で、子どもの様子の変化や健康状態、下校時間の変更等の情報交換を促進



「放課後子どもプラン」の実施により、子どもの安全で健やかな居場所を確保、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組の充実



市町村における取組をバックアップ

都道府県での連携

○実施主体である市町村において円滑な取組促進が図られるよう、事業推進に向けた支援を実施

放課後対策事業の「推進委員会」の設置【概算要求担当省:文部科学省】

行政、学校、福祉や社会教育の関係者、有識者等が研修の企画等、域内の放課後対策の総合的な在り方を共同で検討 → **全都道府県・指定都市に設置**

放課後子どもプラン指導者(員)研修の開催【概算要求担当省:文部科学省・厚生労働省】

これまで事業毎に実施していた指導者(員)研修を合同で開催することにより、プラン関係者の情報交換・情報共有、資質の向上等を推進 → **全都道府県・指定都市で開催**

平成 19 年度子どもの居場所づくり関連事業比較表

こども支援課

区分	放課後子ども教室	放課後児童クラブ(学童保育)	児童館・児童センター
内容	安全・安心な子どもの活動拠点として、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う。	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生等へ、放課後の生活及び遊びの場を提供する。	児童に健全な遊びを与えて、情操を豊かにする。
対象児童	すべての小学生 (事前に登録した児童)	保護者が放課後保育できない家庭の小学生 (事前に登録した児童)	すべての児童 (18歳未満の児童)
場所	原則小学校の余裕教室 (ただし余裕教室がない場合学校以外の施設でも可)	小学校の余裕教室、児童館・児童センター、公民館など公的施設、借家など	児童館(遊戯室、集会室、図書室等):217.6㎡以上) 児童センター(児童館の機能+児童の体力増進のための指導機能(広場、小型体育館):336.6㎡以上)
設置主体	市町村(原則教育委員会が主導)	市町村、父母会等	市町村、社会福祉法人
利用料	無料(傷害保険等に係る負担あり)	原則有料(運営費(～月1万円位)+おやつ代)	無料
スタッフ	安全管理員を必要な人数配置	専任の指導員を1名以上配置	児童厚生員(教員・保育士資格有する者等)2名以上配置
補助制度	施設整備	児童館等施設整備事業補助金(新築) 基準額 12,500千円 児童クラブ設置促進事業(既存施設改修) 基準額 7,000千円 補助対象 市町村 負担割合 国1/3、県1/3、市町村1/3	児童館等施設整備事業補助金 (新築、改築、既存施設改修) 基準額 児童館:29,112千円 児童センター:44,866千円 補助対象 設置主体(市町村等) 負担割合 国1/3、県1/3、市町村等1/3
	運営費	放課後子ども教室推進事業補助金(国庫) 基準額 安全管理員:1h720円 (上限648千円(1小学校区当たり)) 学習アドバイザー:1h1,080円 (上限540千円(1小学校区当たり)) 補助対象 市町村 負担割合 国1/3、県1/3、市町村1/3	放課後児童健全育成事業(児童クラブ)補助金 基準額 250日以上:388～3,204千円(1ヵ所当たり) 200～249日:300～1,611千円(1ヵ所当たり) 対象 市町村 負担割合 国庫 国1/3、県1/3、市町村1/3 県単 県1/2、市町村1/2
相違点	1 事前の登録を要する。 2 市町村教育委員会が主体となり、地域の方々の協力を得て実施する。 3 子どもを見守る安全管理員を配置する。 4 おやつを支給は原則としてなし	1 事前の登録を要する。 2 指導員は児童の安全確保のほか、児童に対する生活指導を行う。 3 おやつを支給あり 4 比較的遅く(19時頃)まで開設しているところが多い	1 事前の登録は要しない。(来館は原則自由)。 2 設置者が雇用する児童厚生員の主な業務は児童の安全確保 3 おやつを支給は原則としてなし
実施市町	21市町村	64市町村	32市町村
箇所数	43箇所	281箇所	児童館94箇所、児童センター84箇所
国の所管	文部科学省	厚生労働省	厚生労働省

平成19年度子どもの居場所設置状況

こども支援課

市町村	放課後 子ども教室	児童 クラブ	児童館	児童 センター	市町村	放課後 子ども教室	児童 クラブ	児童館	児童 センター
小諸市		6		1	木曾町	1	2		
佐久市		5	16		上松町	1	1		
佐久穂町		4			南木曾町				
小海町	2		1		木祖村		1		
川上村					王滝村				
南牧村		2			大桑村				
南相木村					木曾計	2	4		
北相木村					松本市		34	8	18
軽井沢町		3	7		塩尻市		9	6	
御代田町		3	3		安曇野市	5	9	7	
立科町	1	1	1		波田町		3		1
佐久計	3	24	28	1	筑北村		3	1	
上田市		21	4	6	麻績村		1		
東御市		1	5		生坂村	1	1	1	
長和町		2	1		山形村		1	1	
青木村		1		1	朝日村		1		
上小計		25	10	7	松本計	6	62	24	19
岡谷市		9			大町市		6		1
諏訪市		9		1	池田町				2
茅野市		10			小谷村		1		
下諏訪町		2			白馬村		2		
富士見町		2			松川村		1		
原村	1	1			北安曇計		10		3
諏訪計	1	33		1	長野市	5	17	11	34
伊那市		12			須坂市	1	12		4
駒ヶ根市	2	4	4		千曲市		1	4	5
辰野町		2	1		坂城町		3	3	
箕輪町		3			小布施町	1	1		
飯島町	1	1			高山村		2		
南箕輪村		2			信州新町		1		
中川村		1			信濃町		4		
宮田村		1			飯綱町	4	5	2	
上伊那計	3	26	5		小川村		1		
飯田市	2	15	3	5	中条村		1		
松川町		2	1	1	長野計	11	48	20	43
高森町	2	2			中野市	6	12		2
阿南町		2			飯山市	1	4	2	2
清内路村		1			山ノ内町		4		
阿智村	1	1			木島平村		1		
平谷村					野沢温泉村				
根羽村					栄村				
下條村		1	1		北信計	7	21	2	4
売木村	1				合計	43	281	94	84
天龍村									
泰阜村	2								
喬木村	2	2							
豊丘村		2							
大鹿村									
下伊那計	10	28	5	6					

放課後子ども教室、児童クラブは補助対象箇所数
(長野市は中核市のため県の補助対象外)